

## 会議録

会議名	第3回大紀町指定管理者選定審議会		
開催日	平成18年5月30日(火)	場所	大紀町議会棟小会議室
時間	午後7時00分～午後8時50分		
出席者	<p>【委員】            松本圭史、北村徳郎、山添裕康、江尻幸雄、藤原徳子、生駒長義            西村太三郎、堀江清（10名中8名出席）            ※欠席者 糸川公孝      ※除斥 福山和美</p> <p>【事務局】            小山敬三、西村周英、小倉寿章、中井克実</p> <p>【施設担当課】            中世古満規（商工観光課）</p>		
事項	1. 管理委託基準額、審査評価表について 2. プレゼンテーション 3. 審査評価 4. 審査結果、答申について 5. 協定書について		
概要	別紙のとおり		

## 【概要】

### 1. 委員長あいさつ

### 2. 報告事項

事務局： 5月24日付で大紀町商工会の会長が田中昭一郎氏から福山和美氏に変更となり、それに伴い本審議会委員に福山和美氏が就任したことを報告します。尚、今回も商工会長は除斥ということでお願いします。

委員長： 採決の前に本日の審議会の出席委員8名、欠席1名、除斥1名であります。選定審議会条例第6条により選定審議会は成立しますことを報告します。

### 3. 議事概要

#### ① 管理委託基準額、審査評価表について

- ◇ 事務局より管理委託基準額の説明があり、委員長補足説明の後、この件について諮ったところ全員異議なく承認された。
- ◇ 事務局より審査評価表の説明があり、委員長補足説明の後、委員から質問意見があった。

#### 《意見の要旨》

委員：評価点は後でどのように集計されるのですか。

委員長：大項目1～4で80点になる、5の価格点は提示価格に応じ機械的に算出され、1～5までの合計が100点満点で50点に満たないと失格となります。

皆さんのが付けた評価点の集計ですが、(1-1-1)から(4-1-1)までの1項目ごとの皆さん個人の評価点に掛け率をかけた審査点の合計を基に、8人全員の平均点数を算出し、それが全体の審査点となります。

委員：委員一人の合計点数が50点を超えた場合はどうなりますか。

委員長：先程説明したとおり1項目ごとの皆さん合計点を本日出席者数の8人で割った点数が適用されるので、たとえ委員一人の合計点数が50点を超えていても失格にはなりません。

委員：50点未満失格ということだが、大項目1～4に5も含めた点数か。

委員長：そのとおりです。

選定要領規定では、満点の合計数の100分の50に満たない場合若しくは大項目のいずれかに、0点があった場合は失格とあります。

委員：では、大項目の中で誰かが1点を入れれば失格はないということですね。

委員長：そのとおりです。

皆さんいろいろと質問・意見がでましたが掛け率を含めて、審査評価表についてご異議ありませんか。

各委員：異議なし

委員長：異議なしの声がありましたので「審査評価表」は原案どおりとします。

## ② プレゼンテーション

◇ 申請者である大紀町商工会から会長他 1 名が出席し商工会会長のあいさつの後  
申請書及び事業計画書に沿ってプレゼンテーションが行われその後、委員から  
質疑応答があった。

(午後 7 時 30 分～午後 8 時：プレゼン 20 分、質疑応答 10 分)

### 《質疑応答の要旨》

委 員：人員体制について現在の管理人が引き継ぎ行うのですか。

商工会：現在も喫茶、管理をしてもらっている管理人が商工会の臨時職員という  
かたちになると思います。それに喫茶のほうに一人手伝ってもらっている  
人がいるので 2 人体制で管理していくようになると思います。

委 員：大丈夫だとは思いますが、接客サービスについて適正な指導を強くお願  
いする。

商工会：その点は、責任を持ってさせていただきます。

委 員：利用についてですが、利用者の声をどのように収集するのかを聞かせて  
ください。

商工会：アンケート箱の設置やまた、直接利用者に聞き取るなど、生の声を集め  
たいと考えています。

委 員：ハーブ園と喫茶の件をお聞きしたいのですが、大宮中学校も近いとあつ  
て子供達がクラブ活動等で遅くなると喫茶を利用していると聞いたので  
すが、指定管理者になっても利用できるのですか。

商工会：随時、臨機応変に実施していきたいと思っています。

委 員：ハーブ園は旧大宮のハーブの会が使用していたが、現在ハーブの会は農  
地利用していないと聞いたのですが。

商工会：今までの管理委託契約では、ハーブ園の管理が入っていなかった為、町  
が管理していましたが指定管理者になれば商工会が適切に管理します。

委 員：利用料収入というのは施設の部屋の利用料のことですか。

商工会：そのとおりです。それにテニスコートやシャワーもあります。

委員長：私からも質問させていただきます。事業計画書 P 5 ①に利用促進として  
「シーズン制の導入」とありますが利用料の値引きのことをいうのでし  
ょうか。

商工会：夏場等の繁忙期に長時間の営業など弾力的な運営を考えています。

委員長：施設を長時間開けるとなるとその分経費がかかると思いますが。また、  
減免等の適用を増やすと収入減にもなると思うのですが、この辺の対応  
はどのようにお考えですか。

商工会：それにつきましては、自主事業収入でカバーしていく計画です。

商工会長：ふれあいの里につきましては私も日々現地に足を運び責任を持つという  
心構えでありますのでよろしくお願いします。

～質疑応答終了～

### ③ 審査評価

◇ 委員長が評価表の各項目について説明し、問題点等を確認した上で意見を求め、各委員が評価基準に従って評価点を付ける作業を行う。

#### 《意見の要旨》

委 員：評価表（1－3－2）緊急時の対策どのようなものか。

委員長：事業計画書P 3⑥に記載されているとおりですね。

委 員：実際あの場所で緊急時といったら火事くらいのことだと考えられますね。

委員長：避難所指定だと天災時その施設の管理者が15分以内に施設を開けなければなりません。通常は、それらの対応・体制について評価することになります。

委 員：ふれあいの里は避難所に指定されていますか。

委員長：指定されていません。隣りの学校が指定されています。

委 員：（2－1－2）で有資格者とはどんなものなのか。

委員長：ここでいう有資格者とは防火責任者等のことです。

（3－1－2）の総合的な支援体制とは、もし商工会がこの施設で赤字を出した時の場合や、年間の資金繰りの体制ができているかということです。

委 員：今まで商工会が管理してきているので実績はあると思われます。

委員長：商工会はもともと経営指導する事業所であるから間違いないと思います。

### ④ 審査結果、答申について

◇ 集計後、委員長より審査結果が報告され、答申について委員に提案・意見を求めた。

#### 《意見の要旨》

委員長：審査結果について報告させていただきます。

皆さんに評価点を付けていただきました大項目1～4までの集計の結果は57.44、大項目5は15.29で合計72.73という結果となりました。よって、商工会は指定管理者としての基準を満たしたといえます。

審査結果について解説させていただきますと（1－2－2）だけが満点に対し60%の点数には至らなかった。それ以外全て60%以上の点数でした。

特に点数が高かったのは（2－2－1）、（3－2－1）でした。

これから、この結果により町長に答申する訳ですがなにか提案があればお聞かせください。

委 員：臨時職員を含めた管理体制についてはふれあいの里は公の施設であるという認識を持っていただき、適切な接客・サービスに努めるよう求める。

委 員：公の施設であるという意識改革をしてほしい。これまで町としての指導が足りなかつたのかなと思うが、これからは商工会がきっちり指導する

ことを望む。

委 員：言葉づかい等、丁寧な対応を。

委員長：利用促進の部分が乏しかったなど感じましたけど、総合的には良好ということになると思います。

答申については、以上を踏まえたうえで、町長に提出いたしたいと考えますが、皆さんよろしいでしょうか。

各委員：全員賛同

#### ⑤ 協定書について

◇ 事務局より大紀町の基本となる協定書について説明があり、委員長補足説明の後、委員長が諮ったところこの協定書は原案のとおり承認された。

次に、事務局からこの協定書の内容をふれあいの里用に置き換える説明があり、委員から質問・意見があつた。

委 員：第31条の保険契約等とありますが商工会が保険に加入すると経費が増えると思うのだが。

委員長：施設の保険は町で加入しています。使用するのが公的団体である商工会であるのでこの保険が適用されます。ただ、商工会の過失により利用者に怪我等をさせたときの保険を必要であれば指定管理者が加入します。

委 員：基本協定と年度協定があるが今回はどちらになるのですか。

委員長：先程、事務局の説明にもありましたが今回は基本協定のみでいきます。

事務局：今回の協定書ですが、先程、承認をいただきました「大紀町の基本となる協定書」を基に、ふれあいの里用に修正し、後日、委員各位に配付し、承認をいただくという方法を提案いたします。

委 員：それでいいんじゃないですか。

委員長：それでは事務局の案のとおり持ち回り決議ということでいかがですか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしの声がありましたので、事務局案のとおりとします。

#### ⑥ その他

◇ 事務局より今後の審議会について

事務局：ふれあいの里のご審議ありがとうございました。今後、ご審議いただいた答申を町長に提出し、6月議会で承認されれば、9月から実施の運びとなります。

他に、今年度中に指定管理者制度に移行予定の施設は今のところでできていませんが、来年度には既に導入されているグリーンパーク、また地域振興協議会からの答申による指定管理者制度導入候補施設が随時でてくると思われますのでよろしくお願ひいたします。